

第二百二十六号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号及び第十九号を削る。

第三条第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター若しくは府中療育センター」に改める。

第六条第一項第一号中「都立病院」を「保健所」に、「治療、看護」を「検体採取、移送」に、「感染症病原体」を「又は感染症病原体」に改め、「、又は血液透析若しくはこれに伴う業務に従事したとき」を削る。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

第二十二条第一項第一号中「都立病院、」を削る。

第三十七条第一項中「次に掲げる場合」を「交替制勤務に従事する職員その他の職員が、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の規定により割り振られた正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において行われる勤務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「一勤務につき三千九百円」に改め、同項各号を削る。

第四十三条の二第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改める。

第四十三条の四及び第四十三条の五を次のように改める。

第四十三条の四及び第四十三条の五 削除

第四十三条の六第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改める。

第四十三条の七及び第四十三条の八を次のように改める。

第四十三条の七及び第四十三条の八 削除

第四十四条第一項中「前条」を「第四十三条の六」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

#### （提案理由）

東京都立病院の業務を行う地方独立行政法人を設立することに伴い、特殊勤務手当の種類及び支給範囲を改める必要がある。